

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年11月14日	株式会社余呉バス(法人番号 6160001007774)代表者木下一樹	滋賀県長浜市余呉町中之 郷1152番地1	本社	滋賀県長浜市余呉町中之郷1152番地1	警告(処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和5年9月12日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	2	2
令和5年11月22日	華瀛国際旅行株式会社(法人番号 6130001062310)代表者王継龍	大阪府泉佐野市羽倉崎上 町2-530-1-301	本社営業所	大阪府泉佐野市羽倉崎上町2丁目530-1 マンション舞301号	輸送施設の使用停止(110日車)	道路運送法第27条第3項	令和5年6月6日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項、第3項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(4)運行記録計による記録義務違反【記録なし又は記録の保存なし】(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(6)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	27	11
令和5年11月27日	山崎観光バス有限会社(法人番号 6140002033128)代表者服部英樹	兵庫県粟粟市山崎町今宿 123-1	本社	兵庫県粟粟市山崎町今宿123番地1	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年10月20日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)業務の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)	0	0